

Ⅲ 津久井やまゆり園利用者に係る意思決定支援 チーム向けマニュアル

1 基本的な考え方

(1) 意思決定支援に対する県の考え方

意思決定支援について、ガイドラインを参考に実施する。国は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）（以下「総合支援法」という。）第 1 条の 2 で、基本理念として、障害者本人が「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保」される旨を規定し、事業者等に対して障害者等の意思決定の支援に配慮するよう努める旨を規定する（総合支援法第 42 条、総合支援法第 51 条の 22）など、「意思決定支援」を重要な取組みとして位置付けている。

加えて、障害者基本法（昭和 45 年 5 月 21 日法律第 84 号）においては、国及び地方公共団体は、障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、障害者及びその家族その他の関係者に対する相談業務、成年後見制度その他の障害者の権利利益の保護等のための施策又は制度が、適切に行われ又は広く利用されるようにしなければならないと定めている（障害者基本法第 23 条）。

このように、意思決定支援は、津久井やまゆり園の利用者のみでなく、障害がある人の権利として当然に取り組みされるべきこととされていることについて、あらかじめ言及しておく。

(2) 津久井やまゆり園利用者に係る意思決定支援における特殊性への配慮

津久井やまゆり園利用者意思決定支援実施要領（以下「実施要領」という。）（参考資料 1）に基づき意思決定支援に取り組んでいるが、凄惨な事件に対して、利用者一人ひとりには、それぞれに尊重されるべき意思があるという強い姿勢を示す必要があったこと、新施設の整備に伴い、令和 3 年度（平成 33 年度）中には現在の仮居住先から転居する必要があることという極めて特殊な事情の下で始まった取組みであることは常に念頭に置く必要がある。

(3) 最後の手段として本人の最善の利益の検討に対する考え方

ガイドラインにおいては、「意思決定支援とは、（中略）、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討するために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう。」と規定されているが、現時点においては、最善の利益の検討は行っていない。

支援チームにおいては、「利用者の意思の確認や意思及び選好を推定する」ことを最低限の目標に支援を行っている。


これは、再生基本構想に「利用者一人ひとりには、それぞれに尊重されるべき意思がある」と規定していることから、少なくとも「利用者の意思の確認や意思及び選好を推定するための支援を尽くす」ということに対する決意表明でもある。

2 施設職員による状況整理

サービスを提供している事業所が、支援チームによるアセスメントをスムーズに進めるため、

これまでの生活環境や生活史、家族関係や人間関係、嗜好、日常生活における意思表示の状況等の基礎的な情報を整理する。

状況を整理する中で、生活史や他施設での生活の様子など、事業所として把握していない情報や、記載漏れ等があった場合には、その情報を把握している関係者に確認したり必要事項を記載しておくなど、正確かつ新鮮な情報に更新しておく。

 **POINT**

- ここで整理した情報は、支援チームの基礎情報となる。情報の「正確さ」「新鮮さ」「欠落がない」ということが重要である。

3 津久井やまゆり園利用者意思決定支援チームの設置

支援チームは、ガイドラインにおける意思決定支援責任者の業務を、支援チームのメンバーで担う。

なお、意思決定支援責任者の業務について、ガイドラインでは次のように示されている。

意思決定支援責任者は、意思決定支援計画作成に中心的に関わり、意思決定支援会議を企画・運営するなど、意思決定支援の枠組みを作る役割を担う。

具体的には、意思決定支援責任者は、本人の希望するサービスを提供するためのサービス等利用計画や個別支援計画を作成する前提として、意思決定支援を適切に進めるため、本人の意思の確認・推定や本人の最善の利益の検討の手順や方法について計画する。

また、本人の意思決定支援に参考となる情報や記録を誰から収集するか、意思決定支援会議の参加者の構成、意思を表出しやすい日時や場所の設定、絵カードの活用等本人とのコミュニケーション手段の工夫等、意思決定支援を進める上で必要となる事項について検討する。

さらに、意思決定支援責任者は、意思決定を必要とする事項について本人から直接話しを聞いたり、日常生活の様子を観察したり、体験の機会を通じて本人の意思を確認したり、関係者から情報を収集したりすることを通じて、本人の意思及び選好、判断能力、自己理解、心理的状況、これまでの生活史等本人の情報、人的・物理的環境等を適切にアセスメントする。 <ガイドライン>

(1) 津久井やまゆり園利用者意思決定支援チームの構成員

各支援チームの構成員（以下「チームメンバー」という。）は、相談支援専門員、支援担当職員、サービス管理責任者、市町村障害福祉主管課職員、県障害福祉主管課職員とする。

上記の構成員は支援チーム立ち上げ時に必要な関係者を列挙したものであり、上記以外の方の支援チームへの参加を妨げるものではない。

3(4)に詳述するが、再生基本構想では「サービスを提供している事業者だけでなく、幅広い関係者からの客観的意見を求める」「関係事業者等の参加を可能とする」と規定し、利用者や家族、チームメンバー間で意見を交わしていく中で、必要に応じて様々な関係者が支援チームに参加することを想定している。

なお、利用者や家族等は当然にチームに参加することから規定をしていない。

(2) チームメンバーの役割や業務

チームメンバー	役割・業務
相談支援専門員 (チーム責任者)	本人が利用する障害福祉サービスの内容を定めるサービス等利用計画の作成者であり、サービス内容の決定に最も深く関わる者として、支援チームを主宰し、通常のケアマネジメント業務に加えて、支援チームのマネジメントを行う。 なお、セルフプランの場合は、サービス管理責任者がチーム責任者の役割を担うこととするが、相談支援専門員によるサービス等利用計画の導入を働きかけることが適切である。
支援担当職員	利用者の支援を担当している職員として、利用者の様子について報告するとともに、支援担当職員としての意見を述べる。
サービス管理責任者	現に利用者が利用している事業所において、利用者の障害福祉サービスに係る個別支援計画を作成している職員として、利用者の様子や家族の状況等を踏まえた支援の考え方について説明するとともに、サービス管理責任者としての意見を述べる。
市町村障害福祉主管課職員	利用者に係る障害福祉サービスの支給決定を行う機関として、担当のケースワーカー等が参加する。
県障害福祉主管課職員	意思決定支援の取組みを統括する立場として、利用者の意思決定支援が適切に行われているかを確認する。

(3) 意思決定支援チーム会議の開催

チーム責任者は、利用者の意思決定支援の開始に当たり、支援チームを立ち上げるため、意思決定支援チーム会議（以下「チーム会議」という。）を開催する。

チーム会議では、チーム会議進行表（参考資料3）に基づき、取組みの主旨や目的について確認した上で、進行表の項目に沿って、各機関が所有する情報を確認・共有する。さらに、次回会議までの必達目標（誰が、いつまでに、何をするか）を定め、意思決定支援の今後の進め方について計画を立てるとともに、利用者や家族の現状、各機関との関係性等を共有し、支援チーム内の役割分担を行う。

また、利用者本人の望む生活について意見を交換し、意思決定支援の参考となる情報や記録を、誰から収集するのか、会議の参加者、意思を表出しやすい日時や場所の設定、絵カードの活用など、利用者本人とのコミュニケーション手段の工夫や配慮等、意思決定支援を進める上で必要となる事項についても併せて検討する。

チーム会議で把握できていなかったり、不足したりしている情報が確認された場合には、家族はもとより、当時利用していた事業所の職員や、学校の先生に確認するなど、可能な限り正確かつ新鮮な情報の把握に努める。

このように、チームメンバーが持っている利用者の情報や、それぞれのアセスメントを共有し、意見交換することで、利用者をより深く理解することができる。


(4) 家族や事業者等ではない第三者

チームメンバーで意思決定支援担当者会議（以下「担当者会議」という。）等を重ねる中で、本人をより知るために、新たなメンバーが必要と判断した場合には、本人・家族及びチームメンバーに諮った上で新たに支援チームに加える。

ガイドラインでは、「ピアサポーターや基幹相談支援センター等の相談員等が、本人に直接サービスを提供する立場とは別の第三者として意見を述べることにより、様々な関係者が本人の立場に立ち、多様な視点から本人の意思決定支援を進めることができる」とされている。

また、再生基本構想でも「サービスを提供している事業者だけでなく、幅広い関係者から客観的意見を求める」「関係事業者等の参加を可能とする」としている。

利用者本人のことを知るためには、より多くの関係者から情報を集めたり、本人の立場に立つことができる第三者を入れるなど、多様な視点を柔軟に取り入れることが重要である。利用者や家族、チームメンバーで検討を重ねる中で、より多くの関係者が参加できるよう工夫する。

POINT 

- ① チームビルディングがとても重要。
- ② 家族も含めた、生活の全体像を広く理解することが、本人の選好や価値観に根差した本人の意思を探るための手掛かりとなる。
- ③ 少しでも多くの手掛かりを得るためには、参加メンバーを固定せず、幅広く柔軟に検討することが大切。
- ④ 本人の生活の『様子』に関する情報を集めることが大切。例えば、「いつ卒業したのか」「いつ入所したのか」だけでなく「学校でどのような生活をしてきたのか」「当時、どんなことに興味があったのか」「何か悲しいエピソードはあったか」「どんな施設で生活していたのか」「同居していた人たちの様子」「旅行に行った先で何を楽しんだのか」など、その方の生活の『様子』がイメージできる情報が、意思決定支援には必要となる。

4 津久井やまゆり園利用者への説明や見学、体験の機会の提供

(1) 津久井やまゆり園利用者への説明

本人が主体的に意思決定をしていくためには、必要な情報等を、本人が理解できるように伝えることが重要である。そのためには、絵カードや分かりやすいイラスト等を多用したパ

ンフレット等のツールを使ったり、全体説明や個別説明の機会を重層的に使い分けるなど、あらゆる工夫を尽くす。

意思決定支援を行うにあたっては、意思決定に必要なと考えられる情報を本人が十分理解し、保持し、比較し、実際の決定に活用できるよう配慮をもって説明し、決定したことの結果起こり得ること等を含めた情報を可能な限り本人が理解できるよう、意思疎通における合理的配慮を行うことが重要である。
＜ガイドライン＞

(2) 利用者への見学、体験の機会の提供

ア 見学、体験の機会

グループホーム等の見学、体験については、利用者の意思決定支援の進捗状況に応じて柔軟に対応する必要がある。色々な暮らしの場があることを知ってもらうことを目的とした「見学A」と、より具体的に地域での生活をイメージするための「見学B」に整理して実施している。

【障害者支援施設での取組み】

見学Aは、障害者支援施設でバスツアーを企画し、仲の良い利用者数名で、かつて津久井やまゆり園で生活していた利用者が多く生活しているグループホームに遊びに行ったり新規開設された近隣のグループホームの見学に行っている。

見学Bは、利用者一人ひとりの状況や特性に合わせて、将来的な地域生活移行を具体的にイメージできるよう、地域移行支援の枠組み等を活用し、より幅広い団体や法人等と連携しながら進めている。体験の前段階、あるいは体験に進むかどうかを見極めるために実施しているため、必ずしも全ての利用者を対象とはしていない。

取組当初は、グループホーム等のいわゆる主に住まいの場を想定して見学や体験を進めていたが、利用者の生活が広がる中で、障害者支援施設から外部の生活介護事業所に通ってみたいというニーズが出てきたことから、現在では、生活介護事業所や地域活動支援センターといった日中活動だけでなく、生活のあらゆる場面について、この見学・体験の対象としている。

グループホームの体験については、受入先事業所の協力を得て、最初は見学から始め、ご飯を食べるなど過ごす時間を徐々に増やし、1～2日の比較的短い体験、最終的には1ヶ月程度の体験を踏まえて本人の意思確認をするよう努めている。

イ 社会資源の情報収集

利用者から、障害者支援施設の外で活動してみたい、生活してみたいという意向が示された場合に対応できるよう、日頃から、チームとして、グループホームや生活介護事業所等、障害者支援施設以外で利用できる可能性がある社会資源の情報を収集する。

チームメンバーである市町村担当者、基幹相談支援センターや社会福祉協議会と連携しながら、見学・体験先を探していく。

ウ 見学・体験の実施方法

見学・体験を実施するため、見学・体験先までの付添職員と移動手段の確保、見学・体験先の受入準備、利用者への説明等に加え、他に活用できる制度等がないかを支援チームで検討する。地域移行支援を使うのか、その他市町村の地域生活支援事業や単独事業の中で利用できるものはないか、顔が繋がっている事業所のサービスの中で使えるものがないか、インフォーマルな協力を得られる可能性等について、担当者会議等でそれぞれが情報を持ち寄り、支援チームで十分に検討する。

エ 生活の幅の拡大

意思決定支援を進めていく上では、住まいや活動の場の見学や体験に加え、より日常的な活動や、外出等の余暇活動の中で、生活の幅を広げることが重要である。

POINT



- -
 -
 -
 -
- ① 見学や体験は、利用者の新たな可能性を発見できる貴重な機会である。
 - ② 一方で、毎日の日中活動や余暇活動の中で、画一的ではない昨日と違う新しいことにチャレンジしてみることで、利用者の可能性を発見できる。
 - ③ 障害者支援施設という制約の多い生活環境において、どれだけ生活の幅を広げることができるかが、障害者支援施設における意思決定支援の成否を決める。

5 家族等への説明や見学、体験の機会の提供

(1) 家族等への説明

家族等に不安を与えないよう、意思決定支援の趣旨や手続きを丁寧に繰り返し説明するなど、取組みについて十分に理解してもらえるよう工夫をする。(参考資料4)

まずは、支援チームの中で家族等の現況を共有し認識を合わせ、誰がどのように声をかけることが最も効果的かつ有効か等についてしっかり検討した上で、家族等と面会し、得られた情報を速やかに共有することが、結果的に利用者や家族等の安心につながる。

(2) 家族等の見学、体験

家族等の中には、グループホームやそこから活動の場に通う、といった暮らしを知らない方や、グループホームを一部の障害者のための特別な住まいの場と認識されている方もいる。利用者の見学・体験が重要であると同様に、家族等についても見学・体験の機会を用意することがとても重要であることから、支援チームでしっかり検討し、責任をもって実施する。

6 津久井やまゆり園利用者の意思の確認

(1) ヒアリング(情報収集)

利用者の意思を確認するため、チーム会議での決定事項に基づき、本人はもとより、家族、関係者(例えば、学校の先生、近所の方、以前利用していた事業所の職員、前担当職員)など、本人をよく知る方からも、必要な情報を収集する。

ア 本人からヒアリングを行う場合

担当者会議は、本人の参加を原則とする。その際、本人にとって分かりやすい説明、落ち着いた環境、本人の意見を否定しないこと等、本人が参加しやすく、かつ主体的に参加できる場面設定への配慮が必要である。

本人から適切にヒアリングをするためには、会議という非日常的な場面にこだわらず、生活場面の中で、利用者と十分に信頼関係がとれている職員が聞き取るなど、あらゆる工夫を尽くす必要がある。

また、利用者自身の心身の状況の変化や、それに伴って意思が変化することも想定されることから、継続的にヒアリングを続けていく必要がある。

イ 家族等からヒアリングを行う場合

入所に至るまで、あるいは入所されてからの経過は、家族によって様々である。家族の中には「相談員には話せるが、寮職員には話せないこと」「今まで誰にも話してこなかった家族(私)だけの秘密」「尋ねられるまで忘れていた大切なエピソード」といったこともある。

そうした家族あるいは家族を構成する一人ひとりに相違があるということを、支援チームとしてしっかり認識すること、また、家族によってはデリケートな内容をヒアリングす

ることを認識し、丁寧に対応することが重要である。家族に、担当者会議に出席してもらうことは非常に大切だが、その場で尋ねられても大勢の前で語れないことがたくさんあることを、しっかり認識しておく必要がある。

その上で、まずは、個別にヒアリングしていく。家族にとって落ち着いた時間や聞き取りの場所、体調等にも配慮し、場合によっては、自宅を訪問して話を聞くこともある。また、聞き取った内容については、支援チームとして共有してよいか等、その情報の取扱方法の説明と確認をする必要がある。

ウ 関係者等からヒアリングを行う場合

学校の先生、近所の方、以前利用していた事業所の職員、前担当職員など、本人をよく知る関係者から必要な情報を収集することとなった場合は、趣旨、経緯等の説明をした上で協力していただく。また、提供された個人情報の今後の使用方法を説明し、取扱いに十分留意するなど、適切な対応が求められる。また、状況に応じて、関係者等にも担当者会議等への参加の可能性について説明と確認をしておく必要がある。

(2) 収集した情報や確認した利用者の意思を落とし込むツール（意思決定支援に係る手掛かり・ヒアリングシート）

本人の現在の生活環境やこれまでの生活史、家族関係、人間関係、嗜好等の情報を「意思決定支援に係る手掛かり・ヒアリングシート」（以下「ヒアリングシート」という。）（参考資料5）に落とし込み、家族も含めた本人の生活の全体像の理解に努める。このシートに全ての情報等を一元的にまとめ、支援チームで共有し、意思決定支援に活用する。記載に当たっては、利用者の元来持っている「強さ・力」（＝ストレングス）に着目する。

ヒアリングシートは、初回の担当者会議までに、チーム責任者が「津久井やまゆり園利用者意思決定支援に係る手掛かり・ヒアリングシートの記載留意点」（参考資料6）に基づき作成し、その後、担当者会議や意思決定支援検討会議（以下「検討会議」という。）のたびに必ず見直し、前回からの変更箇所が分かるように更新していく。内容によっては津久井やまゆり園支援担当職員等、本人の情報を持つチームメンバーが記載しても構わないが、その記載内容の確認や情報については、チーム責任者が管理を行う。

なお、ヒアリングシートの記載内容については、チーム責任者だけに委ねてしまうのではなく、支援チームでよく検討を重ね、責任を持つという意識が重要である。

また、担当者会議を繰り返す中で、サービス等利用計画や個別支援計画の修正が生じた場合には、それぞれの計画を連動させ、適宜更新し、それぞれの計画に基づいて支援を継続する。

(3) 意思決定支援担当者会議の実施

チーム責任者は、チーム会議以降に確認できた情報等をヒアリングシートに記載し、担当者会議進行表（参考資料7）に基づき担当者会議を開催する。

初回の検討会議前の担当者会議では、日常生活場面での意思決定支援の蓄積、生活や人間

関係の幅や経験等の拡大、これまでの生活の全体像などを中心に確認・検討する。

初回の検討会議以降の担当者会議では、各担当者会議で設定した必達目標に即して、日常生活場面での意思決定支援の蓄積、生活や人間関係の幅や経験等の拡大に加えて、社会生活場面の意思決定支援の蓄積も同時並行に確認・検討していく。

(4) 意思決定支援検討会議開催の判断基準

初回の検討会議の開催基準は、担当者会議を重ね、「第三者の福祉関係者がヒアリングシートを読んで、本人を想像できる」と支援チームとして判断できた場合としている。

また、仮居住先から次の居住先に係る方向性を決定する検討会議の開催基準は、今後の住まいの場の選択について、支援チームにおいて根拠を持って本人の意思の確認ないし推定ができた場合としている。

(5) 意思決定支援専門アドバイザー出席による担当者会議（スーパービジョン）

チーム会議実施後、1年半以上、支援チームとして本人像が掴めず、生活や人間関係の幅や経験の拡大が進まない場合等は、支援チームの希望により、担当者会議に意思決定支援専門アドバイザーの出席を求め、専門的な助言等を受けることができる。

また、意思決定支援専門アドバイザーが、介入が必要と判断した場合は、担当者会議へ参加し、専門的な助言等を行うこととする。



POINT



① **会議の進行役**：会議の進行役は、チーム責任者である相談支援専門員が行う。また、セルフプランの場合は、サービス管理責任者が行う。但し、支援チームによる打合せの結果、上記以外のメンバーが行っても差し支えない。



② **会議環境**：利用者が安心して参加できる席順を事前に検討しておく。場所についても、会議室ではなく本人がリラックスできる場の工夫をする等、利用者が安心して参加できるよう合理的な配慮をする。家族の参加に当たっても、家族が参加しやすい場所を検討する。実際には、入所している障害者支援施設での開催が多いが、利用者の帰宅に合わせて自宅近くの市役所や事業所の会議室・通所先や体験中のグループホーム等で開催した事例もある。



③ **会議報告書**：担当者会議については、担当者会議進行表により、検討会議については、検討会議報告書(参考資料8)により、支援チームで共有する。



7 意思決定支援専門アドバイザー

(1) 意思決定支援専門アドバイザーの設置

丁寧かつ適切な手続きによる意思決定支援を行うため、意思決定支援専門アドバイザーを設置し、第三者の立場、専門家の立場から、調整、助言等をもらう。アドバイザーは、相談支援に精通する実践的な指導者2名、法律の専門家2名、障害者の権利擁護・地域生活支援に関する有識者2名の計6名とする。

(敬称略)

種別	所属等	氏名
相談支援に精通する実践的な指導者	NPO法人かながわ障がいケアマネジメント従事者 ネットワーク 相談役	富岡 貴生
	NPO法人かながわ障がいケアマネジメント従事者 ネットワーク 理事	小川 陽
法律の専門家	みなと横浜法律事務所 弁護士	内嶋 順一
	法律事務所インテグリティ 弁護士	菊地 哲也
障害者権利擁護・地域生活支援に関する有識者	和泉短期大学児童福祉学科 教授	鈴木 敏彦
	東洋大学社会学部社会福祉学科 教授	高山 直樹

(2) 意思決定支援専門アドバイザーの役割

意思決定支援専門アドバイザーの主な役割として、①各支援チームに対する情報充足度や支援の方向性の確認、②意思決定支援の実施状況から見える本人の力、支援チームの連携度合いや今後の促進要因、阻害要因に関する助言、③意思決定支援の取組全体に対する調整・助言等がある。

(3) 意思決定支援専門アドバイザー会議

意思決定支援専門アドバイザー会議を毎月開催し、前月までの支援チームの進捗状況等について、確認及び情報共有するとともに、必要に応じて個別ケースの進め方について、専門的見地から意見をもらっている。

また、各支援チームを担当する意思決定支援専門アドバイザーを、合議で決めている。

8 意思決定支援検討会議

(1) 会議出席者

会議には、利用者、家族等に加えチームメンバー及び意思決定支援専門アドバイザーが参加する。本人の出席に当たっては、チームメンバーは、利用者の障害特性や体調等に十分配慮する。また、当日の会議を合理的に進行するため、検討すべき事項や共有すべき情報などについて、担当者会議等で事前に準備をしておく。

担当者会議で検討した結果、オンブズマンや本人をよく知る第三者、ボランティア等の参加が必要と判断した場合には、本人等に確認の上、支援チームより会議への参加を依頼する。

(2) 意思決定支援検討会議等の内容

ア 初回の意思決定支援検討会議

初回の検討会議では、これまでの検討内容の確認と、今後の住まいの場の設定に係る意思決定支援の方向性を検討する。

イ 仮居住先から次の居住先に係る方向性を決定する意思決定支援検討会議

今回の取組みは、新施設の整備に伴い、令和3年度中には現在の仮居住先から転居する必要があるという極めて特殊な事情があることから、2回目以降の会議では、今後の住まいの場の確認と移行に向けた支援について検討する。

開催の目安は、今後の住まいの場の選択について、根拠を持って本人の意思の確認ないし推定ができた場合を原則とする。

今回は、令和3年度中には現在の仮居住先から転居する必要があることから、令和2年度下半期までに今後の住まいの場の選択について、根拠を持って本人の意思の確認ないし推定ができない場合は、最善の利益も視野に検討会議を開催する。

また、この検討会議をもって意思決定支援が終了するというのではなく、その後も継続して本人の意思を確認するための担当者会議等を継続する。

例えば、社会生活場面に係る検討会議の結果を踏まえてグループホームへ移行したとしても、時間の経過や状況・環境の変化によって、本人の意思も変化する可能性があるため状況に応じて新たな支援チームを編成し、担当者会議を繰り返し実施していく。本人の意思の変化に気付いたら、適宜、検討会議等を開催する。

(3) 会議資料

会議は、ヒアリングシートを中心に進める。その他、各役割に応じて取組内容をまとめた資料や取組時に使用したツールなども補足資料として用意してもよい。特に、利用者の体験時の様子を撮影したビデオなどの映像資料は、出席者全体で本人を理解するのにとても有効である。

(4) 開催頻度

検討会議は、利用者の変化に気付いた場合など、支援チームとして検討会議の開催が必要と判断したタイミングで開催する。

なお、意思決定支援は、少なくとも利用者が障害福祉サービス等を利用している間は、継続的に行われる。

意思決定支援を反映したサービス提供の結果をモニタリングし、評価を適切に行い、次の支援でさらに意思決定が促進されるよう見直すことが重要である。モニタリングと評価及び見直しについては、意思決定の結果を反映したサービス等利用計画や個別支援計画に基づくサービス提供を開始した後の本人の様子や生活の変化について把握するとともに、その結果、本人の生活の満足度を高めたか等について評価を行う必要がある。それらのモニタリング及び評価の情報を記録に残すことで、次に意思決定支援を行う際の有効な情報となり、見直しにつながる。

意思決定支援は、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）で構成されるいわゆるPDCAサイクルを繰り返すことによって、より丁寧に行うことができる。 <ガイドライン>

9 意思決定支援検討会議の結果に基づく調整と見直し等

(1) 意思決定支援検討会議等の結果に基づく調整と見直し

検討会議等の結果、サービス等利用計画や個別支援計画を見直す必要がある場合は、速やかに修正し、支援に反映する。

意思決定支援を反映したサービス提供の結果をモニタリングし、評価を適切に行い、次の支援で更に意思決定が促進されるよう見直すことが重要である。

意思決定支援によって確認又は推定された本人の意思や、本人の最善の利益と判断された内容を反映したサービス等利用計画や個別支援計画（意思決定支援計画）を作成し、本人の意思決定に基づくサービスの提供を行うことが重要である。 <ガイドライン>

(2) 地域移行支援地域生活移行の促進

意思決定支援を進める中で、地域生活移行の希望が示された場合は、安心して地域生活移行にチャレンジし、安心して暮らすことができるよう、専門的支援の継続的な提供やグループホームの整備の促進、移行先のグループホームのバックアップ支援体制整備などの支援に取り組む。

なお、地域移行の支援に当たっては、チームメンバーを中心に、関係事業者等が協力し、必要に応じて知的障害関係団体などの事業者団体等とも連携しながら、地域生活移行の実現に向けて取り組む。

【利用者の地域移行支援に係る主な補助金等】

(令和元年度 神奈川県)

補助金名等	補助金の内容	金額等
専門的支援の継続的な提供 (生活支援員加配事業費補助)	利用者の受け入れに当たり基準を超える手厚い職員配置を行うグループホームへの補助	利用者一人当たり 167.4万円/年
グループホームの整備促進 (設置促進事業費補助)	利用者を受け入れるグループホームのバリアフリー化等の施設整備に対する補助	1ホーム当たり 500万円/年
バックアップ支援体制整備 (バックアップ推進事業費補助)	利用者を受け入れるグループホームに運営面でのバックアップを行う社会福祉法人に対する補助	法人1か所当たり 50万円/年
地域移行支援従事者の配置 (意思決定支援推進事業費補助)	指定一般相談支援事業所への補助	1事業所当たり 26.2万円/月

10 意思決定支援チームに対する研修の実施

支援チームは、立場や職場が異なるメンバーで構成されていることから、その倫理や価値、目的や手続きを共有しておくことが非常に重要となる。そのため、意思決定支援の開始に当たり、支援チームの構成員等を対象とした研修を実施する。

チームメンバーは人事異動等で入れ替わること、取り組む中で新たな課題や検討すべき事項が生じてくることが想定されることから、定期的・継続的に研修を実施する。また、研修の機会を、情報共有・情報伝達の場としても活用する。

研修の実施に当たっては、テーマに応じて、受講対象者を限定するなどの工夫をする。

POINT

- ① 「なぜ意思決定支援に取り組む必要があるのか？」といった、この取組みの倫理や価値の習得と共有を目的とした基礎的な内容については、繰り返し研修を実施することで、多くのメンバーが理解を深めることができる。
- ② 研修は、ほかの支援チームの取組状況について情報交換をする場としても効果的である。特に、事例を用いた実務的な研修では、それぞれのチームの悩みや解決までの糸口が共有できるため、非常に有効である。
- ③ 意思決定支援の考え方や手続きを理解できても、行動に移すためには、支援者としての価値観やこれまでの支援方法を変えることが求められる。しかし、それは簡単ではないので、常に意思決定支援の基本的姿勢を意識し続ける必要がある。このことを体験的に知ることが重要である。
- ④ 意思決定支援ガイドラインモデル研修において、有益な意思決定支援ツールとして「Talking Mats (トーキングマット)」や「Scope (スコープ)」が紹介されている。日ごろから、このようなツールを具体的に活用したロールプレイの実施や意思決定支援の会議に関する映像教材を利用したディスカッションを通じて、支援者が自らの支援態度や支援方法に内在する課題に気づき、その改善のための行動を自発的に取るよう促すことも、現場での支援の質を上げていくためには有用である。
-

【「双方向」で意思疎通するための工夫・配慮と選択肢を増やす取組み】

強度行動障害のあるJさん(38歳男性)は、生活の中で必要なものを、写真カード(テレビやエアコン、トイレトーパー、衣類等)を使って指さして伝えてくれることができる。また、外出する場合、行き先を絵カードや写真カード(コンビニエンスストア、スーパーマーケット等)で示すことで、見通しを持つことができる。

外出のたびに、外出先とカードのマッチングを繰り返し、電気屋や自動販売機等、少しずつカードを増やしている。

現状、支援者側からJさんに、行き先を示すために利用しているカードだが、将来的には、何枚かのカードから、Jさんが行きたいところを比較し、選択するためのツールとして活用したい、と考えている。

このように、日常生活の中で、本人の経験と結びつく選択肢を用意し、Jさんが比較し・決定し、実現するという体験を積み重ねていくことが、その後の日中活動の内容や大きな社会生活場面の意思決定につながってくるのではないかと考えている。



Jさんが使っているカード